

第5回 千葉市議会機能向上委員会 協議概要

- 1 日 時 令和7年12月10日（水）
午前10時から午前10時53分まで
- 2 会 場 千葉市役所低層棟6階 第1委員会室
- 3 出席者 （委員）松坂吉則委員長、川合隆史副委員長、
前田健一郎委員、伊藤隆広委員、須藤博文委員、
田畑直子委員、亀井琢磨委員、
森山和博委員、吉川英二委員、
中村公江委員、梶澤洋平委員
（オブザーバー）黒澤和泉議員
（事務局）議会事務局長 他11人
- 4 傍聴者 （報道関係） 3人
（一般傍聴者）なし
- 5 協議事項及び協議結果
 - （1）今後の協議・検討事項について
 - ＜協議内容＞
 - ・ 委員長から、第4回向上委員会における委員間での意見交換を踏まえた今後の協議項目に関する正副委員長案について、説明が行われた。
 - ＜協議結果＞
 - ・ 正副委員長案のとおり決定した。
 - （2）常任委員会の運営について
 - ア 常任委員会における質疑・討論の分割について
 - ＜協議内容＞
 - ・ 以下の大きな3点の視点から協議を行った。
 - ①試行実施の目的どおりの効果はあったと感じるか。
 - ②試行実施の運用方法に関する問題点や改善点は何か。
 - ③今後も試行実施を継続していくべきか。
 - ＜主な意見＞
 - ・ 質疑を踏まえた討論としての論理的連続性を保つには、質疑に触れながら意見を述べることとなるため重複感があるなど、必要性・効果は薄いことから、従前の審査方法に戻したほうがよい。
 - ・ 質疑と併せて意見要望発言を行う従前の流れのほうが自然である。
 - ・ 補正予算議案の事業数が多い場合や複数議案の一括審査時に、討論を3分以内にまとめることに苦慮した。

- ・慣れることで効果が実感できるため当面継続すべき。
- ・試行の取組により意見表明が行われるよう改善されており、従前に戻すとしても、この成果の継続に向け委員の意識を保つ必要がある。

＜協議結果＞

- ・議案等の審査時における質疑と討論に分割に係る試行実施は終了し、令和8年第1回定例会から従前の審査方法に戻すこととする。
- ・審査方法を戻した後も試行の成果が継続するために、各委員は、表決前に議案等に対する賛否表明や意見要望に関する発言を明確に行うよう努めたうえで、表決に臨むことに留意する。

イ 所管事務調査の成果のあり方について

＜協議内容＞

- ・以下の大きな3点の視点から協議を行った。
 - ①所管事務調査の成果として必ず政策提言等を行う必要があるか。
 - ②提言事項に係る執行部側の検討期間や予算化等に必要な期間を踏まえ、どのようなタイミングで事後調査を行うことが望ましいか。
 - ③所管事務調査で得た知見や成果を、どのように千葉市議会政策立案フローの仕組みと連携していくべきか。

＜主な意見＞

①政策提言の必須化

- ・所管事務調査の成果として必ずしも政策提言等がゴールではなく、調査報告書等で何かしらの形を残せばよいと考える。
- ・所管事務調査のアウトプットとして政策提言に繋がることを期待していたが、常任委員会のスケジュール等を踏まえると必須化は難しい。
- ・各常任委員会の年間調査テーマの全てで政策提言を行うことは難しく、委員会全体で共通認識とする内容がある場合に提言を行えばよい。

②事後調査の時期

- ・執行部への政策提言の事後調査は重要である。
- ・調査報告書に基づく執行部の対応状況も事後検証が必要である。
- ・常任委員会委員は任期1年で改選され、新旧委員での情報共有が難しい中では継続的な調査は厳しいことから、常任委員会以外で議会全体として進捗状況が把握できる仕組みの検討が必要である。
- ・過去の提言が蓄積された段階で、常任委員会における年間調査テーマの検討時等にフォローアップしてはどうかと考える。
- ・常任委員会によっては、課題解決が困難な案件について、後年度にも類似テーマを設定しており、一律の時期での事後調査は難しい。

③所管事務調査で得た知見・成果と政策立案フローとの連携

- ・連携の流れは、資料3に記載の「政策提案による課題解決の手法」のようなイメージでよいと考える。
- ・政策立案フローとの連携の仕組みづくりが必要であり、常任委員会と

政策立案PTの役割分担や連携のスキームを検討するよう要望する。

- ・ 所管事務調査の成果を政策立案フローの仕組みと連携を進める一方で、それ以外の場でもフォローアップできる自由度があってもよい。

＜協議結果＞

- ・ 所管事務調査に基づく政策提言のあり方については、年間調査テーマの設定内容にもよるが、必須の報告書に加えて政策提言として取りまとめるかは、各委員会で適時適切に判断する。
- ・ 政策提言を行った場合の事後調査は重要だが、常任委員の任期は1年であり、新旧委員での情報共有が難しい中では常任委員会での対応は難しいとの意見があったことなどから、フィードバックを受ける場については、既存の枠組みを念頭に対応する。
- ・ 所管事務調査で得た知見や成果をどう活用していくかは、整理すべきことも多く、今後の検討課題である。

(3) 議会の規律・秩序について

【議会でのハラスメントに関する協議の場】

＜協議内容＞

- ・ 委員長から、議員にハラスメントに関して改めて認識してもらい、理解を深めることが大事であるため、今後、「千葉市議会基本条例」や「千葉市議会議員の政治倫理に関する条例」の規定をもとに、どのように運用を行っていくのか協議を進めることを説明した。

＜主な意見＞

- ・ 委員長の案でいいのでは。勉強していく必要がある。
- ・ 議員の意識向上に向け取り組んでいくことは理解した。委員会の報告をふまえて、何ができるか検討できれば。
- ・ ハラスメントの認識がアップデートできるように、皆で学んでいくことから始めればよい。
- ・ 首長も含めたハラスメントが話題にもなっているので、議員だけでなく、首長も含めた議論ができれば。

＜協議結果＞

- ・ 議会基本条例などの規定をもとに、運用の部分について皆で相互理解を深めることとした。

【政務活動費の使用基準等の見直し】

＜協議内容＞

- ・ 委員長から、前回の向上委員会の際に、「政務活動費の使用についての基準と見直し」に関して会派提案があったこと、政務活動費の使途に関しては、「千葉市議会政務活動費の交付に関する条例」や「政務活動費取扱いマニュアル」で定められており、使途に関する基準の考え方について、各会派の意見を伺うとともに、政務活動費に関する判例等も踏ま

えながら、取扱いマニュアルの改訂も含め、幹事長会議で協議していくことを説明した。

＜主な意見＞

- ・ 宿泊費や交通費などの物理的な金額の引き上げというところもあり、何を見直すのか確認したい。
- ・ 人件費の範囲や、図書購入時の市政への関連性など、議員の説明責任をしっかりと果たせるような改訂をしていくべきではないか。

＜協議結果＞

- ・ 旅費や運賃などについては、来年度に向けて、執行部でも旅費に係る例規改正を考えているので、それに則ってマニュアル改訂を検討するとともに、人件費や図書の購入などの項目についても、色々な意見もあることから、各会派に持ち帰って項目の検討を行うこととなった。

（４）その他

- ・ 委員より、政策調整会議におけるフローについて、改善を求める意見もあり、どこかのタイミングでフローを見直す機会を検討していただきたいという意見があった。

（５）次回の開催日程について

別途、日程調整の上で開催することとした。